

資

料

編

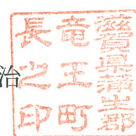


竜創政第 736 号

令和元年 12 月 18 日

竜王町総合計画審議会会長 様

竜王町長 西田 秀治



第六次竜王町総合計画の策定について（諮問）

本町では、平成 23 年 3 月に「第五次竜王町総合計画」を策定し、10 年後の町のあるべき姿を「“ひと” 育ち みんなで煌く 交竜の郷」として、その実現に向けてまちづくりを進めております。

この第五次竜王町総合計画は令和 2 年度末に計画期限を迎えますが、少子高齢化を伴う人口減少社会の本格的な到来という局面を迎え、本町が抱える様々な課題を乗り越え、魅力ある竜王のまちづくりを推進するため、今後のまちづくりの指針となる第六次竜王町総合計画を策定したいと考えております。

つきましては、第六次竜王町総合計画を策定するにあたり、竜王町総合計画策定条例第 5 条の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

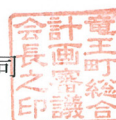
竜総審第 9 号

令和3年2月17日

竜王町長 西 田 秀 治 様

竜王町総合計画審議会

会長 西 村 三代司



第六次竜王町総合計画基本構想（案）について（答申）

令和元年12月18日付け竜創政第736号で諮問のありました第六次竜王町総合計画の策定について、当審議会で慎重に議論を重ね、別添のとおりとりまとめましたので答申します。

当審議会としては、『若者も暮らしたい 希望かなえる 輝竜の郷 ～ 心弾む 新時代へのチャレンジ ～』を将来の姿とする構想案を適切と認め、ここに答申します。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により審議会を開催できない状況が続いた中ですが、短期集中により議論を重ね、竜王町の現状・課題を踏まえ、将来のあるべき姿やこれからのまちづくりについて深く検討することができました。

本構想案は、竜王町が直面する大きな課題である「人口の維持」、「地域コミュニティの維持・活性化」、「にぎわいの創出」などの実現を図るために不可欠な存在である「若者」に着目するとともに、ポストコロナ社会、脱炭素社会など、これからの時代に求められる社会や、Society5.0によるあらゆる分野におけるデジタル化など先端技術を身近に活用できる社会を想定しながら、「新時代へチャレンジ」していく姿勢を示しています。この構想案に基づくまちづくりが、まちの魅力を高めることにつながることを期待します。

また、この構想案は、当審議会による検討・審議のみならず、町民意識調査や中学生を対象としたアンケート、パブリックコメントなど、幅広く町民の声を取り入れました。

なお、計画の推進にあたっては、下記の事項および審議の過程で提起された各委員の意見についても十分に配慮されることを望みます。

記

- 1 各施策に「若者」の視点を反映することで、「若者」が住みたいと思える環境の創出を図るとともに、そのことが子どもや高齢者の住み心地のよさにもつながるよう取り組むこと。
- 2 町民に対しまちづくりの方向性を分かりやすく親しみやすい方法で広く周知し、理解と参画が得られるよう工夫するとともに、町外からの移住者、来訪者に対しても子育て、教育、産業、歴史・文化など多様なまちの魅力や、まちづくりに関する情報発信を充実すること。
- 3 計画の進行管理にあたっては、財政見通しを含む実施計画を策定するとともに、分かりやすい成果指標を設定し、毎年度評価・検証を行いながら、適宜、内容の見直しを図るなど、PDCA サイクルを確立すること。
- 4 今後の社会経済情勢の変化に合わせて、時代に即したまちづくりを行うことができるよう柔軟な対応を実施するとともに、町民、企業をはじめとする多様な主体が協働し、「オール竜王」で着実に計画を推進できる仕組みづくりを行うこと。

(平成 31 年 3 月 11 日条例第 9 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、町の総合計画を策定するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における町のあるべき姿と進むべき方向についてのまちづくりの基本的な指針で行政運営の基本方針として町長が定めるものをいう。

(2) 基本構想 総合計画の最上位に位置し、総合的かつ計画的な行政運営を図るために定める基本的な構想をいう。

(3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の基本的方向および体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第 3 条 町長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、基本構想および基本計画で構成する。

3 町長は、基本計画に基づく施策を計画的に実施するため、事務事業の内容を具体的に定めるなど必要な措置を講ずるものとする。

(位置付け)

第 4 条 総合計画は、町の最上位の計画と位置付ける。

2 個別の行政分野に関する計画の策定または変更にあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第 5 条 町長は、基本構想および基本計画を策定または変更（軽微なものは除く。）するときは、あらかじめ竜王町総合計画審議会設置条例（昭和 62 年竜王町条例第 4 号）に規定する竜王町総合計画審議会に諮問しなければならない。

(議会の議決)

第 6 条 町長は、基本構想を策定または変更（軽微なものは除く。）するときは、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第 7 条 町長は、総合計画を策定し、または変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

(竜王町総合基本計画審議会設置条例の一部改正)

第 2 条 竜王町総合基本計画審議会設置条例（昭和 62 年竜王町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

第 3 条 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和 42 年竜王町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

4 竜王町総合計画審議会設置条例

(昭和 62 年 3 月 30 日条例第 4 号)

改正 平成元年 6 月 28 日条例第 21 号 平成 11 年 6 月 30 日条例第 14 号
平成 12 年 3 月 30 日条例第 1 号 平成 14 年 9 月 27 日条例第 27 号
平成 16 年 12 月 22 日条例第 19 号 平成 29 年 3 月 13 日条例第 5 号
平成 31 年 3 月 11 日条例第 9 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、竜王町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 竜王町総合計画に関すること。
- (2) 国土利用計画法に基づく町計画に関すること。
- (3) その他、町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 名以内で組織する。

(委員)

第 4 条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第 6 条 審議会に会長および副会長を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議に必要な関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、未来創造課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 竜王町建設基本計画審議会設置条例（昭和 45 年竜王町条例第 27 号）および竜王町都市計画審議会条例（昭和 44 年竜王町条例第 18 号）は廃止する。

附 則（平成元年 6 月 28 日条例第 21 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 6 月 30 日条例第 14 号）
この条例は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

- 附 則（平成 12 年 3 月 30 日条例第 1 号）抄
（施行期日）
- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 9 月 27 日条例第 27 号）抄
（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 12 月 22 日条例第 19 号）
この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 29 年 3 月 13 日条例第 5 号）
この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 31 年 3 月 11 日条例第 9 号）
この条例は、公布の日から施行する。

令和元年12月18日～令和3年12月17日 順不同（敬称略）

	氏名	備考（参考）
	市岡ひろみ	行政相談委員、竜王町スポーツ協会副会長
	井手慎司	滋賀県立大学環境科学部環境政策・計画学科教授
副会長	勝見昂生	竜王町商工会青年部副部長
	北村美穂	竜王町子ども会連合会会計
	瀧川政邦	竜王町介護保険運営協議会会長
	谷康夫	アインズ株式会社本社 常務取締役、竜王町教育委員、竜王町子ども未来会議委員
	谷口浩志	元びわこ学院大学短期大学部ライフデザイン学科教授
	谷村寛一	農業者
	西村悠哉	竜王町青年団長
会長	西村三代司	竜王町少年補導員会会長
	松瀬清	農業者
	森島敏夫	元宝酒造株式会社
	山中茂	竜王町自治会連絡協議会会長（令和元年度）
	竹井計	竜王町自治会連絡協議会会長（令和2年度）
	吉田尚子	竜王町子ども未来会議委員
	石橋一泰	ダイハツ工業株式会社滋賀（竜王）工場 工務部長

6 策定の経過

■ 竜王町総合計画審議会

回	開催日	内容
第 1 回	令和元年 12 月 18 日	・ 委員委嘱 ・ 諮問 ・ 策定方針について ・ 町民意識調査について
第 2 回	令和 2 年 10 月 28 日	・ 町民意識調査の結果について ・ 第五次竜王町総合計画の検証について
第 3 回	令和 2 年 11 月 16 日	・ 総合計画（案）の全体像について ・ 将来人口について
第 4 回	令和 2 年 12 月 2 日	・ 土地利用について
第 5 回	令和 2 年 12 月 16 日	・ 総合計画（案）の全体像について ・ まちの将来像について
第 6 回	令和 3 年 1 月 14 日	・ 基本構想（案）について ・ 重点プロジェクトについて
第 7 回	令和 3 年 1 月 25 日	・ 総合計画（案）について
第 8 回	令和 3 年 2 月 10 日	・ 基本構想（案）について ・ 基本計画（案）について
第 9 回	令和 3 年 2 月 17 日	・ 総合計画（案）について ・ 基本構想（案）に対する答申について

■ 竜王町総合計画策定委員会

回	開催日	内容
第 1 回	令和元年 12 月 9 日	・ 策定方針について ・ 町民意識調査について
第 2 回	令和 2 年 12 月 4 日	・ 町民意識調査の結果について ・ 第五次竜王町総合計画の検証について

■町議会

会議等	開催日	内容
総務産業建設 常任委員会	令和元年 6 月 13 日	・ 第六次総合計画の進め方について
全員協議会	令和元年 6 月 20 日	・ 第六次総合計画策定の進め方について
全員協議会	令和元年 12 月 25 日	・ 第六次竜王町総合計画について
全員協議会	令和 2 年 11 月 4 日	・ 第六次竜王町総合計画について
総務産業建設 常任委員会	令和 2 年 12 月 11 日	・ 第六次竜王町総合計画の策定状況について
総務産業建設 常任委員会	令和 3 年 1 月 22 日	・ 第六次竜王町総合計画の策定状況について
総務産業建設 常任委員会	令和 3 年 2 月 15 日	・ 第六次竜王町総合計画の策定状況について
総務産業建設 常任委員会	令和 3 年 2 月 22 日	・ 第六次竜王町総合計画の策定状況について
議会 運営委員会	令和 3 年 2 月 24 日	・ 第六次竜王町総合計画基本構想を定めることについて
第 1 回定例会 本会議	令和 3 年 3 月 3 日	・ 第六次竜王町総合計画基本構想（案）議会上程
総務産業建設 常任委員会	令和 3 年 3 月 4 日	・ 上程議案の説明・審議（基本構想（案）について） ・ 委員会採決
総務産業建設 常任委員会	令和 3 年 3 月 10 日	・ 第六次竜王町総合計画について
第 1 回定例会 本会議	令和 3 年 3 月 12 日	・ 基本構想可決

■町民の参画

開催日	内容
令和元年 12 月	・ 竜王町中学生アンケート実施
令和 2 年 1 月 12 日	・ 成人式での定住意向アンケート
令和 2 年 1 月	・ 竜王町町民意識調査実施
令和 2 年 2 月 5 日	・ 竜王町中学生ワークショップ
令和 3 年 1 月～ 2 月	・ パブリックコメントの実施

7 用語説明

あ

新しい生活様式	日常生活と新型コロナウイルス感染症の拡大防止を両立するための生活様式。
アプローチ・スタートカリキュラム	卒園前の期間（アプローチ）と小学校入学後の期間（スタート）を対象とした2種類のアプローチから構成する児童に対する保幼小連携のカリキュラム。
イクボス	職場でともに働く部下のワーク・ライフ・バランスを応援しながら組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と生活を充実させている上司（経営者・管理者）
インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行または訪日旅行という。

か

カーボンニュートラル	二酸化炭素等の温室効果ガスがプラスマイナスゼロとなる状態。排出を完全にゼロに抑えることは現実的に難しいため、排出せざるを得なかった分は同じ量を「吸収」または「除去」することで、差し引きゼロをめざすということ。
関係人口	移住してきた定住人口でも、観光に来た交流人口でもない形で、地域と多様に関わる人のこと。
キャッシュレス	紙幣・硬貨といった現金を使わずに、クレジットカードや電子マネー、口座振替を利用して決済を行うこと。
教育課程特例校	学校教育法施行規則第55条の2等に基づき指定する学校で、学校または地域の実態に照らし、効果的な教育を実施するための特別の教育課程の編成を認める制度。
クラウドサービス	専用の機械やソフトが手元になくともインターネットを通じて必要な機能やサービスを使用できること。
グループホーム	知的障がい者や精神障がい者、認知症高齢者などが専門スタッフまたはヘルパーの援助を受けつつ共同生活を行う施設。
ゲリラ豪雨	突発的に発生し局地的に降る激しい豪雨。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上耕作されることがなく、今後も耕作される見込みのない土地。
交流人口	地域外から通勤や通学、買い物、観光などで地域に訪れる人。
こども110番の家	子どもが登下校中などで何らかの被害にあった、またはあいそうな時に、助けを求めることができる緊急避難所。地域住民の自主的な協力で設置される。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働にしながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのこと。

さ

ジェンダー	生物学的な性別に対して、社会的・文化的に形成された「男性らしさ」「女性らしさ」のような男女の別を示す概念。
市街化区域	すでに市街地を形成している区域およびおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織。災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。
自助・共助・公助	「自助」は自分自身を助けること、「共助」は近隣住民同士で助け合うこと、「公助」は公的機関が自助や共助ではできない問題を解決すること。
シニアカー	高齢者向けに販売されている、三輪または四輪の一人乗り電動車両。
重点道の駅	国土交通省が選定する地域活性化の拠点となる優れた企画があり、今後の重点支援で効果的な取組が期待できる道の駅。
集落営農組織	集落を単位として、農業生産過程の全部または一部について共同で取り組む組織。
循環型社会	廃棄物等の発生抑制、循環資源としての再利用、廃棄物等の適正処分を推進することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。
食品ロス	本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品。
しるみる竜王	スマートフォン版竜王町公式アプリ。町の防災情報のほかに行政情報を文字・音声・画像などでお知らせする。災害時だけでなく町の行事予定や広報誌など日常の様々な情報を配信する。
人生 100 年時代	ロンドン・ビジネス・スクールのリンダ・グラットンとアンドリュー・スコットが提唱。先進国において平成 19 年（2007 年）生まれの 2 人に 1 人が 100 歳を超えて生きる「人生 100 年時代」が到来すると予測し、新しい人生設計の必要性を説いている。
スマートシティ	都市の抱える諸課題に対し、ICT 等の新技術が解消のために用いられる持続可能な都市。
スマート農業	ロボット技術や ICT を活用して、農作業の省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業。

た

待機児童	保護者が保育所や学童保育施設に入所申請をしても、定員などにより入所できず、入所待ちとなっている児童。
滞在型観光	複数の観光地を訪れる周遊型観光とは異なり、特定の地域にとどまり宿泊や体験型レジャーなどを楽しむ観光スタイルのこと。

脱炭素社会	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロをめざす社会。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行い、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置された機関。
地域・未来創造学習	竜王中学校の学習プログラム。ふるさとへの愛着を深めるため、各事業所へ訪問や聞き取り学習を行い、地域の自然や文化、歴史、産業等を学ぶこと。
昼夜間人口比率	$\text{昼間人口（通勤・通学しにくる人口）} / \text{夜間人口（居住している人口）} \times 100$ で求められる割合。
デジタルトランスフォーメーション	進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させるという概念。
徹底反復学習	「百マス計算」で有名な陰山ラボの学習理論をベースとした、児童の学ぶ力・生きて働く基礎学力を高めるための学習方法。
テレワーク	ICT（情報通信技術）を活用した、時間や場所の制約を受けない柔軟な働き方。
特殊詐欺	被害者に 電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込その他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪。
特定空き家	そのまま放置すれば倒壊等の危険や衛生上の問題が生じるおそれがあり、また、景観や生活環境の保全の面においても放置することが不適切である状態にある空き家のこと。
特定健康診査（特定健診）	日本人の死亡原因の約 6 割を占める生活習慣病の予防のために、40 歳から 74 歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した健診のこと。
ドローン	人が乗っておらず、遠隔操作または自動操縦で飛行できる機体。
な	
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、5 年後の目標を記載した農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者。
年齢 3 区分別人口	年少人口（0 ～ 14 歳）、生産年齢人口（15 ～ 64 歳）、老年人口（65 歳以上）の 3 区分で示す人口統計。

農振農用地	農業振興地域内の農用地区域（青地）の略称。農業振興地域は概ね 10 年以上にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域。農用地区域は生産性が高く、農業上の利用を確保すべき土地として指定された区域。
は	
働き・暮らし応援センター	障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、本人・家族・企業からの相談に無料で応じる機関。
人・農地プラン	農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確化し、市町村により公表するもの。
ビッグデータ	スマートフォンが発信する位置情報など従来のコンピューターなどでは記録や保管、解析が難しい大量なデータ群。
ふるさと納税	応援したい自治体に寄附ができ、寄附額のうち 2,000 円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度。
フレイル	日本老年医学会が提唱した概念で、健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態のことを指すが、適切な治療や予防を行うことで要介護状態への移行を遅らせることができることに着目する概念。
ポストコロナ社会	世界的な新型コロナウイルス感染拡大により生じた生活様式や価値観の変容が、社会全体に定着した新たな社会。
や	
夢カード	竜王町商業振興会に登録された加盟店で会計時に提示するとポイントが得られ、一定のポイントが溜まると特典を受けられるカード。
予約制乗り合いワゴン	利用希望者が行きたい時間・場所と乗車する停留所を予約すると、他の利用者の予約状況とあわせて専用システムが経路を導き出し、複数の利用者との乗合で目的地まで運行する交通サービス。
ら	
リーマンショック	アメリカの大手証券会社・投資銀行リーマン・ブラザーズが平成 20 年（2018 年）に経営破綻したことに端を発して、連鎖的に発生した世界規模の金融危機。
リテラシー	本来は「識字力＝文字を読み書きする能力」を意味するが、現代では転じて情報に振り回されることなく、正しく読み解き、有効に生かせる能力。
竜王安心ほっとメール	町内の防災・交通安全・防犯など、身の回りの危険に関する情報を電子メールで配信するサービス。
りゅうおうすくすくタウン	子育てに役立つ情報を網羅的に得ることができる竜王町の子育て支援サイト。
竜王まるごと「スキヤキ」プロジェクト	近江牛を中心とした竜王町の特産品や歴史文化などを、スキヤキというキーワードもとに総動員し、町内外へ魅力を発信する取組。

竜王まるしえ	竜王町産の新鮮な農産物を販売する催し。
ローリング方式	変化する経済・社会情勢に弾力的に対応するため、毎年度修正や補完などを行うこと。
わ	
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働きつつ、家庭や地域生活などでも、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できること。
ワーケーション	ワーク（労働）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語で、テレワーク等を活かして観光地やリゾート地を訪れた際、働きながら休暇をとる過ごし方。
ワンストップ	異なる部署を行き来しなければできなかった行政手続きや相談等を、一か所でまとめて行えるようにすること。
英数字	
AI	Artificial Intelligence の略称。人工知能。
ALT	Assistant Language Teacher の略称。外国語を母国語とし、小学校や中学校で英語発音や国際理解の向上を手助けする外国語指導助手。
GIGA スクール構想	児童生徒 1 人 1 台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、教育環境を整備すること。
ICT	Information and Communication Technology の略称。情報処理や情報通信分野の関連技術の総称。
IoT	Internet of Things の略称。世の中に存在する様々なモノがインターネットにつながること。
I ターン	地方から都市へ移住する、または都市から地方へ移住すること。
JTE	Japanese Teacher of English の略称。日本人の英語指導者。
MaaS	Mobility as a Service（サービスとしての移動）の略称。複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。
PDCA サイクル	業務管理手法。計画（plan）を立て、計画に基づき実行（do）し、実行した業務を評価（check）し、改善（action）が必要な部分を検討するサイクルを回すことで、計画の実行性を高める手法。
RPA	Robotic Process Automation の略称。データ入力などコンピュータを使った事務作業を自動化することができるソフトウェアロボットのこと。

SDGs	Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。平成 27 年（2015 年）9 月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
SNS	Social Networking Service の略称。インターネット上の交流を通じ、社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。
Society5.0	狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、めざすべき未来社会の姿として提唱されたサイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。
U ターン	地方から都市へ移住した後、再び故郷へ戻ること。
Wi-Fi	無線でインターネットに接続する技術のこと。
5 G	令和 2 年（2020 年）から供用が開始された、超高速、超低遅延、多数同時接続を特徴とする第 5 世代移動通信システム。
6 次産業化	1 次産業（農林漁業）、2 次産業（製造業）、3 次産業（小売、サービス業）を組み合わせた事業を行うことで、農業等の付加価値を高めること。

第六次竜王町総合計画

令和3年（2021年）3月

発行：竜王町 未来創造課

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

TEL：0748-58-3701 FAX：0748-58-1388

E-mail：info@town.ryuoh.shiga.jp



第六次竜王町総合計画

令和3年(2021年)3月
発行: 竜王町 未来創造課

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地
TEL 0748-58-3701 FAX 0748-58-1388
E-mail: info@town.ryuoh.shiga.jp